

○広島修道大学外国での修得単位認定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学学則第14条の2、広島修道大学大学院学則第18条並びに広島修道大学学生交流規程第1条、第2条及び第8条の規定に基づき、外国の大学において修得した単位の認定について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。ただし、この判定は、学部教授会又は大学院研究科委員会において行う。

(必修科目の修得)

第3条 広島修道大学学則又は広島修道大学大学院学則に規定する必修科目は、本学で修得しなければならない。ただし、当該学部教授会又は大学院研究科委員会が承認した場合はこの限りではない。

(単位の認定)

第4条 単位の認定は、学部教授会又は大学院研究科委員会が行う。この場合、外国の大学における履修及び評価の実態に応じて、適切な方法によって、単位換算をなすものとする。

(事務担当)

第5条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1973年4月1日から施行する。ただし、1972年3月31日以前に、休学の許可を得て外国の大学で学修している学生についても、1972年4月1日以降の履修については、その修得した単位を認定することができる。
- 2 この細則は、第3条第1項を改正し、第3条第2項を新たに付け加え、1992年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、第3条を1995年3月2日に改正し、1995年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、1998年12月3日に第1条を改正し、第3条第1項を削除して同条第2項を1項に繰り上げ、1999年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、第1条を改正し、2004年4月1日から施行する。
- 6 外国において修得した単位の認定に関する細則は、規程等整理の方針に基づき、2011

年9月29日に題名と条文を改正、追加し、同日から施行する。

7 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。